

論点に対する回答

省 庁 名	国土交通省
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p><論点①> 建築士法上、書面による交付が義務付けられている、重要事項説明書等について、電磁的方法による提供を可能とするよう、早期に法改正を行うべきではないか。</p> <p><論点②> 建築士法上、重要事項説明書を交付の上、説明を行わねばならないとされている「説明」について、令和2年6月10日の通知により、ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の社会実験を進めているところ、早期に本格運用を行い、併せてテレビ会議等による非対面の説明が可能である旨をガイドライン等の解釈で明らかにすべきではないか。</p> <p>【参考】建築士法 (重要事項の説明等) 第二十四条の七 <u>建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。</u></p> <p><論点③> 設計図書については建築士法上、建築士の記名及び押印が義務付けられている（設計図書を一部変更した場合も同様）。電磁的方法も認められてはいるが、現場での使用や行政への提出等全ての用途において電磁的方法で対応することは現状困難である。そもそも、認印でも足りることを踏まえ、押印を義務付ける規定を廃止すべきではないか。</p> <p><論点④> 建築士法において、建築士事務所は専任の建築士を置かなければならないとされているが、ICT技術による遠隔管理等を活用すれば、必ずしも専任である必要性はなく、複数の事務所に係る職務を遂行できるようにすべきではないか。</p>

【参考】建築士法
(建築士事務所の管理)

第二十四条 建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとに、それぞれ当該一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士を置かなければならない。

【回 答】

② 建築士法第 24 条の 7 に基づく設計受託契約・工事監理契約の際の重要事項説明のオンライン化（書面原則、対面原則の見直し）について、IT 重説（IT を活用した重要事項説明）に係る社会実験を実施しているところ。社会実験の結果を踏まえて、有識者等と議論を行い、IT 重説については、本格運用に移行していく予定。

① 説明時に交付する書面等の電子化についても、上記の実験の中で検証しつつ実現したいと考えているが、これには建築士法を改正する必要があるため、早期に対応するためにも、デジタル化関連の一括法の法案提出について検討をお願いしたい。

③ 建築士法第 20 条に基づいて、建築士に対し、作成した設計図書への記名押印を求めているところであるが、このうち押印を廃止することについて、実務上支障が生じることがないか、関係団体や有識者等に確認しつつ検討を進め、結論を出すこととしたい。

なお、建築士法で求めているのは、発注者へ納品する設計図書等であり、建築基準法に基づく建築確認申請等の図面への押印については、年内に廃止する方向で別途検討中（建築基準法施行規則を改正するパブリックコメントを実施予定）。

④ 建築士法第 24 条に基づき建築士事務所に配置する専任の管理建築士については、建築士事務所における業務の適正化を図るため、

- ・ 設計等を担当する所属建築士の選定
- ・ 所属建築士に対する技術上の指導監督
- ・ 他の建築士事務所に再委託する業務内容の決定

などの、建築士事務所の技術的事項を総括する業務を担うこととされている。

平成 17 年に明らかになった構造計算書偽装問題を踏まえ、建築士事務

所における業務がより適切に行われるよう、それまで定めがなかった管理建築士の要件について、建築士として3年以上の設計等に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了した建築士でなければならないと定める改正を行ったところ。また、当該講習については、登録講習機関（令和2年11月時点で4機関を登録）により、全国で年間を通じて開催されている。

複数の建築士事務所に係る職務を遂行できるようにした場合、仮に管理が行き届かなくなり、建築士事務所における業務が適正に行われなくなった場合には、消費者トラブル等につながる恐れもあるため、具体的なニーズを適切に踏まえながら、どのような条件であれば管理に問題が生じないか、慎重に検討する必要があると考える。

なお、建築士法上、管理建築士については専任する旨規定されており、建築士事務所への常駐を前提に運用してきたが、関係団体や有識者等に確認しつつテレワーク等の取り扱いについて周知を検討してまいりたい。